

# JIS

## 家庭用ガスふろがま・石油ふろがまの 標準使用条件, 標準加速モード及び試験条件

JIS S 2072 : 2009

(JGKA)

平成 21 年 7 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 川 昭二郎	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	赤 松 幹 之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋 庭 悦 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会
	大 熊 志津江	文化女子大学
	長 見 萬里野	財団法人日本消費者協会
	加 藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会
	金 丸 淳 子	財団法人共用品推進機構
	河 村 拓	株式会社西友
	藏 本 一 也	社団法人消費者関連専門家会議
	小 熊 誠 次	社団法人日本オフィス家具協会
	三 枝 繁 雄	財団法人製品安全協会
	櫻 橋 晴 雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐 野 真理子	主婦連合会
	鈴 木 一 重	社団法人繊維評価技術協議会
	沼 尻 禎 二	財団法人家電製品協会
	村 田 政 光	財団法人日本文化用品安全試験所
	矢 野 友三郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	横 山 精 光	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
(専門委員)	村 井 陸	財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 21.7.20

官 報 公 示：平成 21.7.21

原 案 作 成 者：社団法人日本ガス石油機器工業会

(〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-11 ガス石油機器会館 TEL 03-3252-6101)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 ふろがまの標準使用条件	4
5 区分	5
5.1 沸かし方による区分	5
5.2 ふろがま運転時の燃焼区分	5
6 ふろがま運転時に燃焼する機器の加速試験方法	6
6.1 一般	6
6.2 ふろがま運転時だけ燃焼する機器の場合	6
6.3 ふろがま運転時も燃焼しないことがある機器	6
7 試験条件	7
7.1 給水, 気温及び湿度条件	7
7.2 ふろがまの設置状態及び使用状態	7
7.3 ふろがま運転時も燃焼しないことがある機器の貯湯温度	7
7.4 試験用燃料	7
7.5 電源・環境条件	7
7.6 試験装置	7
附属書 A (規定) ふろ給湯標準使用モード	9
解 説	15

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本ガス石油機器工業会(JGKA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

# 家庭用ガスふろがま・石油ふろがまの標準使用条件， 標準加速モード及び試験条件

Standard use conditions, standard acceleration mode and test conditions for  
domestic gas and oil water heater for bathtub

## 序文

消費生活用製品安全法が2007年11月21日付けで改正され、経年劣化による事故を未然に防止するため長期使用製品安全点検制度が導入され、その対象となる特定保守製品として、屋内式ガスバーナ付ふろがま、石油ふろがまなど9品目が政令で指定された。

この規格は、特定保守製品のうち屋内式ガスバーナ付ふろがま、石油ふろがまなどについて、標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間としての設計標準使用期間を設定するための標準使用条件、標準加速モード及び試験条件について規定したものである。

なお、加速試験のために本来の稼働時間の耐久性を確認できない部品については、別途部品ごとに確認する必要がある。

## 1 適用範囲

この規格は、ガス又は灯油を燃料とする、家庭用の屋内式ガスふろがま、屋内式ガス給湯付ふろがま、石油ふろがま、石油給湯機付ふろがま及び油だき温水ボイラ（以下、ふろがまという。）の設計標準使用期間を定めるときに用いる標準使用条件、標準加速モード及び試験条件について規定する。

この規格は、次の機種に適用する。

- a) 屋内式ガスふろがま（ガス消費量 21 kW 以下）
- b) 屋内式ガス給湯付ふろがま（ガス消費量 91 kW 以下、給湯 70 kW 以下及びふろ 21 kW 以下）
- c) 石油ふろがま（灯油消費量 39 kW 以下）
- d) 石油給湯機付ふろがま（灯油消費量 70 kW 以下）
- e) 油だき温水ボイラ（灯油消費量 70 kW 以下及び熱交換器容量 50 L 以下）

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS K 2203** 灯油

**JIS S 2071** 家庭用ガス温水機器・石油温水機器の標準使用条件及び標準加速モード並びにその試験条件

**JIS S 2091** 家庭用燃焼機器用語

**JIS S 2093** 家庭用ガス燃焼機器の試験方法